

表 縦十センチメートル
横八センチメートル

証 明 書

第 号 令和 年 月 日交付

所 属

職 氏 名

都道府県知事 (印)

右の者は、児童福祉法第十八条の七の規定により指導又は帳簿書類その他の物件の検査を行う職員であることを証明する。

裏

児童福祉法第十八条の七 都道府県知事は、保育士の養成の適切な実施を確保するため必要があると認められるときは、その必要な限度で、指定保育士養成施設の長に対し、教育方法、設備その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときはこれを提示しなければならない。

③ 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。